

まごころヘルパーステーション重要事項説明書 (訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業)

当事業所がご利用者に訪問介護・芦屋市介護予防・日常生活支援総合事業を提供させていただきますにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 訪問介護事業者開設者の概要

名 称	株式会社メディケア・プランニング
代表者名	澤田 喜博
所在地・連絡先	(住所) 芦屋市川西町 8-12 (電話番号) 0797-78-8600 (F A X) 0797-78-8605

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	まごころヘルパーステーション
所在地・連絡先	(住所) 芦屋市陽光町 4-58 (電話番号) 0797-26-8081 (F A X) 0797-26-8083
事業所番号	2871001273
管理者の氏名	高山 雅裕
訪問介護サービス サービスを提供できる地域	芦屋市、西宮市、神戸市東灘区
介護予防・日常生活支援事業 サービスを提供できる地域	芦屋市

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	区分		常勤換算後の人数
	常勤	非常勤	
管理者	1 名	0 名	0.5 名
サービス提供責任者	2 名	1 名	1.5 名
訪問介護員	3 名	0 名	3.0 名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 9:00～17:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
月～土	○	○(必要に応じ)	○(必要に応じ)	○(必要に応じ)
日	○(必要に応じ)	○(必要に応じ)	○(必要に応じ)	○(必要に応じ)

※時間帯により料金が異なります。

営業日及び営業時間：月～土 9:00～17:00 休業日：1月1日、1月2日、日曜日
営業日以外及び営業時間外のサービス提供については、必要に応じてサービスの提供を行う

3. 訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業サービスの内容

(1) 身体介護

- ・食事介助・・・食事の介助を行います
- ・入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）等をします
- ・排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います
- ・更衣介助・・・更衣の介助を行います
- ・体位変換・・・体位の変換を行います
- ・通院介助・・・通院の介助を行います
等

(2) 生活援助

- ・買物・・・・・・ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います
(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません)
- ・調理・・・・・・ご契約者の食事の用意を行います（ご家族分の調理は行いません）
- ・掃除・・・・・・ご契約者の居室の掃除を行います
(ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は致しません)
- ・洗濯・・・・・・ご契約者の衣類等の洗濯を行います（ご家族分の洗濯は行いません）
等

(3) その他のサービス

- ・介護相談 等

4. 訪問介護の利用料金（介護保険を適用する場合）

(1) 利用料

【 料金表－基本料金・昼間】

指定訪問介護

身体介護	身体 01・II	身体 1・II	身体 2・II	身体 3・II	身体 4・II
	20 分未満 30 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 時間 30 分以上 2 時間未満
	1,978 円	2,961 円	4,707 円	6,895 円	7,890 円

生活援助	生活 2・II	生活 3・II
	20 分以上 45 分未満	45 分以上
	2,221 円	2,740 円

* 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25% 増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50% 増しとなります。

* 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。

* 法定代理受領の場合は上記金額の各個人負担割合（1 割・2 割・3 割）をいただきます。
(但し、経過措置、利用者負担の減免公費負担がある場合などは、その負担額によります)

* 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により、事業所と同一の建物に事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者は、10% の減額になります。

5. 芦屋市介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 事業の目的

事業所の従業者が要支援者である利用者に対し、適切な予防専門型訪問サービスを提供する事を目的とする。

(2) 運営の方針

自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業の利用料金（介護保険を適用する場合）

サービス 提供区分	予防専門型訪問サー ビス費（Ⅰ）		予防専門型訪問サー ビス費（Ⅱ）		予防専門型訪問サー ビス費（Ⅲ）	
	週1回程度の利用が必要な場合	利用料	週2回程度の利用が必要な場合	利用料	週2回を超える利用が必要な場合	利用料
通常の場合 (月ごとの定額制)	12,950円/月	1,295円/月	25,956円/月	2,596円/月	41,183円/月	4,118円/月

- ※ 表中の金額は利用者負担が 1 割の場合の金額となります。利用者負担割合は介護保険負担割合証に記載された割合となります。
- ※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。
- ※ 利用者の体調不良や状態の改善等により予防専門型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合又は予防専門型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による予防専門型訪問サービス計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。
- ※ 主に以下に該当する場合は、月ごとの定額制ではなく日割りで利用料を計算します。
 - ・ 月途中に要介護状態区分等が変更になった場合
 - ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合
 - ・ 月途中に契約を開始（解除）した場合など

7. 加算サービスについて

初回加算	新規で初回訪問の月にサービス提供責任者が訪問介護を行った場合	2,210 円／月
緊急時加算	利用者や家族からの要請で、ケアマネージャーが必要と認めた場合に居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合	1,105 円／回
生活機能向上連携加算 I	訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共同による訪問介護計画を作成した場合	1,105 円／月
特定事業所加算（Ⅱ）	体制要件・人材要件のいずれも適合した場合	所定単位数の 10.0%

新加算 I	<p>介護職員の処遇改善に必要な措置を講じている 処遇改善加算のⅠ～Ⅲのいずれかを取得し、資質の向上、処遇の改善等の取り組みを行っている 介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を作成している</p>	所定単位数の 24.5%
-------	---	--------------

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

キャンセル料はありませんが、キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

(4) その他の費用

お客様の住まいでのサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。

(5) 利用料等のお支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払いください。
お支払方法は 2 通りの中から選択できます。下記口座にお振込み又は、自動引き落とし手続きをお願い致します。銀行振込の場合、振込手数料はお客様にご負担いただきます。

三井住友銀行 芦屋支店

普通預金口座（口座番号 5285746）

口座名義 株式会社メディケア・プランニング

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

※ 担当の介護支援専門員がいらっしゃる場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

ご契約後に、サービス提供を開始いたします。

居宅介護支援事業者又は、地域包括支援センターの担当者とサービス担当者会議等を行い、ご利用者様の家庭の状況に合わせた訪問介護計画作成いたします。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要支援・要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 運営方針

要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

10. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治 医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

11. 秘密の保持について

- (1) 当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務の知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

(3) 事業者では、お客様の緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要のある場合に限り、あらかじめ文章による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

12. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 高山 雅裕 受付時間 9:00~17:00 ご利用方法 電話 0797-26-8081
-------------	---

(2) 行政機関その他苦情受付機関

芦屋市役所高年福祉課 介護保険担当	電話 0797-38-2024
芦屋市健康福祉事務所	電話 0797-32-0707
西宮市役所 介護保険グループ	電話 0798-35-3151
神戸市東灘区役所保険年金医療課 介護医療係	電話 078-841-4131
兵庫県国民健康保険連合会 介護サービス苦情相談窓口	電話 078-332-5617

13. お客様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者	住　所	兵庫県芦屋市陽光町 4-58
	事業者名	株式会社メディケア・プランニング
	事業所名	まごころヘルパーステーション
	代表者名	澤田 喜博

説明者	職　名
	氏　名

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問介護のサービス内容及び重要事項説明書の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者	住　所
	氏　名

代理人（選任した場合）	住　所
	氏　名